

Ⅱ 申告書の作成例等

1 「国税庁ホームページ」を利用した申告書の作成

国税庁ホームページへアクセス！

贈与により取得した財産などを入力！

税額が自動計算され申告書作成に便利！

～国税庁ホームページを利用した申告書の作成手順～

I 生年月日や贈与により取得した財産などを入力します（17ページ参照）。

II e-Taxでデータ送信又は印刷して税務署に郵送等で提出します。

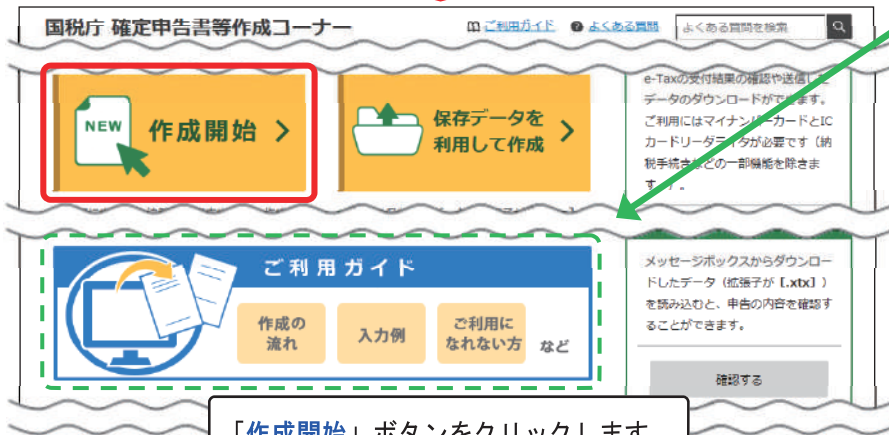
○ 具体的な操作方法等は、次のとおりです。

国税庁ホームページ

※この画面は令和元年10月現在のものです。



国税庁ホームページの「[確定申告書等の作成はこちら](#)」をクリックします。



「作成開始」ボタンをクリックします。

e-Tax・書面提出の選択やパソコン等の環境確認などの画面に順次進みますので、画面の案内に従って操作し、**作成する申告書等の選択**画面へ進みます。

16ページへ

ご利用ガイド

「ご利用ガイド」では、【作成の流れ】、【入力例】や【ご利用になれない方】などを掲載しています。

なお、【入力例】では、この冊子の以下の事例について「国税庁ホームページ」で申告書を作成する場合の具体的な入力例を掲載しています。

【事例1・2】 → 「一般の贈与の場合（暦年課税）編」（26・28ページ）

【事例3】 → 「配偶者控除の特例の適用を受ける場合編」（30ページ）

【事例4】 → 「相続時精算課税の適用を受ける場合編」（32ページ）

【事例5・6】 → 「住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合編」（36・38ページ）

また、相続時精算課税を選択し、特定贈与者が5名以上いる場合や住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の贈与者が3名以上いる場合などは、国税庁ホームページを利用して申告書を作成することはできません。

詳しくは、【**ご利用になれない方**】をご確認ください。

※ お使いのパソコン等の環境により、国税庁ホームページを利用して申告書を作成することができない場合があります。


【入力例】「国税庁ホームページ」を利用して申告書（暦年課税）を作成する場合

私（28歳）は、父から令和元年10月23日に現金500万円の贈与を受けました。「特例税率」（2ページ参照）を適用した暦年課税の申告書を、「国税庁ホームページ」を利用して作成します（「特例税率」は、生年月日及び贈与者の続柄を入力すると自動で選択されます。）。


はじめに


① 作成する申告書等の選択画面で、贈与税を選択します。

※ 作成する申告書等の選択画面へのアクセス方法については、15ページを参照してください。

この事例では、贈与税の申告書を作成しますので、 をクリックしてください。


② 贈与税の申告書の作成を開始する前に画面で、利用する作成コーナーの種類を選択します。

この事例では、現金の贈与について贈与税の申告書を作成しますので、 をクリックしてください。

土地（地目が宅地）の贈与を受けた方で、路線価方式により評価を行うなど、一定の場合に該当する方は、「」を利用して財産の評価を行うことができます。

③ 作成開始画面で、住宅取得等資金の非課税の適用の有無を選択します。

この事例では、住宅取得等資金の非課税の適用を受けませんので、 をクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けない財産がある場合であっても  をクリックします。

I 生年月日や贈与により取得した財産などを入力します。

① 提出方法の選択等 画面で、生年月日等を入力し、入力終了(次へ) > をクリックします。

作成する申告書等の提出方法を選択してください。

申告される方(財産を取得した方)の生年月日を入力してください。
入力した生年月日により、平成31年1月1日において20歳以上か判定します。

入力が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

② 取得財産の入力 画面で、課税方式などを選択します。

この事例では、暦年課税により申告しますので、**一般の贈与(基礎控除額 110万円)** をクリックしてください。

贈与税の配偶者控除の特例(65ページ参照)の適用を受ける財産を入力する場合には、**配偶者控除の適用を受ける財産(配偶者控除額 最高2,000万円)** をクリックします。

相続時精算課税(4ページ参照)の適用を受ける財産を入力する場合には、**相続時精算課税の適用を受ける財産(特別控除額 最高2,500万円)** をクリックします。

③ 一般の贈与がある方の入力(贈与者情報の入力) 画面で、贈与者の氏名や住所などを入力し、入力終了(次へ) > をクリックします。

贈与者(財産をあげた方)の氏名(フリガナ・漢字)、続柄、生年月日及び住所を入力(選択)してください。

選択した続柄により、贈与者(財産をあげた方)が申告される方(財産を取得した方)の直系尊属か判定します。

入力が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

④ 一般の贈与がある方の入力(取得財産の入力) 画面で、贈与により取得した財産の種類や金額などを入力し、**入力終了(次へ) >** をクリックします。

一般の贈与がある方の入力(取得財産の入力) 当画面の入力例

入力方法、用語等についてお分かりにならない部分があるときは、画面上の「よくある質問」をご覧ください。

(1/15件目を入力中)

1 財産を取得した日、種類等を入力してください。

(1) 財産を贈与により取得した日

(2) 贈与を受けた財産の種類

(3) 贈与を受けた財産の細目

(4) 贈与を受けた財産の利用区分又は銘柄・名称等

(5) 財産の所在地

2 不動産、株式等の贈与を受けた場合には次の項目を入力してください。

計算ボタンをクリックすると、3の【財産の価額】に反映されます。

財産の数量(m²、株数等) (m²、株数等)

持分割合 %

財産の単価 円

固定資産税評価価額 円

持分割合 %

固定資産税評価額に掛ける倍率 倍

3 贈与を受けた財産の価額を入力してください。

財産の価額 円

※ 贈与者の情報を変更せず、財産を追加する場合は、「財産の追加」ボタンをクリックしてください。

贈与を受けた年月日を選択してください。

贈与を受けた財産の①種類、②細目、③利用区分又は銘柄・名称等を選択してください。

この事例では、贈与を受けた財産は現金ですので、①種類、②細目については「現金、預貯金等」を選択し、③利用区分又は銘柄・名称等については「現金」を選択します。

贈与を受けた財産の所在地を入力してください。

なお、財産の所在地が国外である場合には、チェックボックスをチェックします。

贈与を受けた財産が不動産、株式等である場合には、数量や単価などを入力し、**計算** をクリックすることにより、「財産の価額」欄に計算結果を表示させることができます。

贈与を受けた財産の価額を入力してください。

同じ贈与者からほかにも財産の贈与を受けている場合には、**財産の追加** をクリックし、同様の操作により贈与を受けた財産の入力を行ってください。

入力が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

⑤ 取得財産の入力(一般の贈与) 画面で、入力内容を確認します。

取得財産の入力(一般の贈与) 当画面の入力例

贈与者名:

入力内容を確認してください。

取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ) >」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与と財産の入力結果表

取得した財産の明細 種類 目 利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日 財産の価額	修正	削除
現金、預貯金等 現金、預貯金等 現金	令和11年10月23日 5,000,000円	<input type="button" value="修正"/>	<input type="button" value="削除"/>

③及び④の画面で入力した内容が表示されますので、確認してください。

なお、**修正** 又は **削除** をクリックすることにより、入力内容の修正や削除ができます。

同じ贈与者から他の財産の贈与を受けている場合は、**一般の贈与(暦年課税)の財産を追加する** をクリックすることにより、④の画面が表示されますので、同様の操作により入力を行ってください。

確認が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

⑥ 取得財産の入力 画面で、入力漏れがないか確認します。

取得財産の入力

当画面の入力例

入力内容を確認してください。
該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力終了時点まで、他の項目を選択して入力することができます。
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与の入力結果表

No.	贈与者	財産区分	財産を取得した年月日	取得した財産の種類	財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	国税 一郎	特別贈与財産	令和元年 10 月 23 日	現金、預貯金等	5,000,000円	修正	削除
2							
3							

贈与者を追加する

入力終了(次へ) >

他の贈与者から贈与を受けた財産で、暦年課税の適用を受けるものがある場合には、**贈与者を追加する** をクリックすることにより、③及び④の画面が表示されますので、同様の操作により入力を行ってください。

確認が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

⑦ 贈与税額計算結果表示 画面で、贈与税額の計算結果を確認します。

贈与税額計算結果表示

あなたの贈与税額の計算結果(申告書第一表)は以下のとおりです。
暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特典の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額の入力」ボタンをクリックし、控除額を入力してください。

取得した財産の種類 / 科目 / 利用区分 / 銘柄等	財産を取得した年月日 / 財産の価額
現金、預貯金等 / 現金、預貯金等 / 現金	令和元年 10 月 23 日 / 5,000,000円
特別贈与財産の価額の合計額	(1) / 5,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額	(2) / 円
配偶者控除額	(3) / 円
暦年課税分の課税価格の合計額	(4) / 5,000,000円
基礎控除額	(5) / 1,100,000円
(5)の控除後の課税価格	(6) / 3,900,000円
(6)に対する税額	(7) / 485,000円
外国税額の控除額	(8) / 円
医療法人持分税額控除額	(9) / 円
差し引く税額	(10) / 485,000円
相続時精算課税分	
相続時精算課税分の課税価格の合計額	(11) / 円
相続時精算課税分の差し引く税額	(12) / 円
課税価格の合計額	(13) / 5,000,000円
差し引く税額の合計額	(14) / 485,000円
農地等納税額	(15) / 円
株式等納税額	(16) / 円
特別株式等納税額	(17) / 円
医療法人持分納税額	(18) / 円
事業用資産納税額	(19) / 円
申告期限までに納付すべき税額	(20) / 485,000円

あなたが令和2年3月16日(月)までに納付すべき令和元年度の贈与税額は
485,000円です。

【ご注意ください】
「特別税率」の適用を受ける場合で、(6)欄の(5)の控除後の課税価格が1000万円を超えるときは、贈与税の申告書(ほか「受贈者の戸籍の謄本又は抄本」その他の書類で、受贈者の氏名、生年月日及び受贈者が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類)を提出する必要があります。
なお、過去に特別税率の適用を受けるためにあなたとその贈与者との続柄を明らかにする戸籍の謄本などの書類を提出している場合には、右の「過去の贈与税の申告状況の入力」ボタンをクリックしてください。

過去の贈与税の申告状況の入力

入力終了(次へ) >

贈与を受けた財産について入力した内容が表示されているか確認してください。

計算結果の確認 をクリックすると、(7)欄の「(6)に対する税額」の計算方法等が確認できます。この事例では、「特別税率」を適用して計算された贈与税額が表示されます。

過去の年分において、同じ贈与者からの贈与について「特別税率」の適用を受けるため**贈与者との続柄を明らかにする書類**を提出している場合には、過去の贈与税の申告状況を入力してください。
なお、この場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。
詳しくは2ページをご覧ください。

確認が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

⑧ 住所・氏名等の入力 画面で、住所・氏名・マイナンバー(個人番号)などを入力します。

Ⅱ 画面の案内に従って操作を進めます。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。書面提出の場合は、申告書等を印刷して郵送等により税務署に提出してください。